

○滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則

(昭和 52 年)

昭和 59 年 平成元年 平成 2 年
平成 14 年 平成 21 年 平成 27 年
令和 5 年 改正

(趣旨)

第1条 この細則は、滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱（以下「要綱」という。）

第11条の規定に基づき、授業料資金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 授業料資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事の指定する期日までに、滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与申請書（別記様式第1号）に申請者の住民票記載事項証明書およびその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人にあっては、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 貸与生または貸与生であった者は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の決定)

第4条 知事は、第2条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、授業料資金を貸与することが適當であると認めるときは貸与を決定し、その旨を授業料資金貸与決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(借用証書の提出等)

第5条 貸与生は、前条の規定により授業料資金の貸与の決定を受けたときは、知事の指定する期日までに、借用証書（別記様式第3号。以下「借用証書」という。）および誓約書（別記様式第4号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、貸与生が前項の規定による借用証書および誓約書を提出しないときは、前条の規定による貸与の決定を取り消すことができる。

(貸与の方法)

第6条 知事は、前条第1項の規定により借用証書および誓約書を提出した者に対し、同

条の借用証書に係る授業料資金を毎月末日までに貸与する。ただし、特別の理由があるときは、数月分を合わせて貸与することができる。

(届出)

第7条 貸与生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに授業料資金異動届（別記様式第5号）に当該各号（第3号から第5号までを除く。）のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 休学、復学または退学したとき。
- (4) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (5) 卒業したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
- (7) 新たに連帯保証人を立てたとき。

2 貸与生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに授業料資金異動届に当該各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号、第6号または第7号に該当するとき。
- (2) 業務に従事する施設を変更したとき。
- (3) 医療機関等において業務に従事しなくなったとき。

3 要綱第8条第2号または第3号の規定により授業料資金の返還の債務の履行の猶予（以下「授業料資金返還猶予」という。）を受けている者は、毎年度、知事の指定する期日までに、現況届（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

4 連帯保証人は、貸与生または貸与生であった者が死亡したときは、速やかに授業料資金死亡届（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(貸与の辞退)

第8条 貸与生は、授業料資金の貸与を辞退しようとするときは、授業料資金貸与辞退届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(契約の解除等)

第9条 知事は、要綱第5条または第6条の規定により授業料資金の貸与の契約を解除し、または貸与を停止したときは、授業料資金貸与契約解除（授業料資金貸与停止）通知書（別記様式第9号）により貸与生および連帯保証人に通知する。

(返還)

第10条 知事は、要綱第7条の規定により授業料資金を返還しなければならない者または連帯保証人が、正当な理由なく授業料資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、第5条第1項の規定により提出された借用証書に記載された返還の方法および期間にかかわらず、これらの者に対して、直ちに授業料資金の返還の債務の全部を一括して履行す

るよう請求することができる。

- 2 第5条第1項の規定により借用証書を提出した者が返還の方法を変更しようとすることは、授業料資金返還方法変更願（別記様式第10号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- 3 授業料資金の返還および要綱第10条による延滞利子の納付は、知事の発行する納入通知書によるものとする。
- 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、貸与生であった者および連帯保証人の全てに対しても、その効力を生ずる。

（返還猶予の申請）

- 第11条 要綱第8条の規定により授業料資金の返還の債務の履行の猶予（以下「授業料資金返還猶予」という。）を受けようとする者は、授業料資金返還猶予申請書（別記様式第11号）に同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 要綱第8条第5号の規定による求職の届出は、第7条第2項に規定する授業料資金異動届に求職する旨を記載し、同項第5号に該当する事実を証明する書類を添えて行わなければならない。

（返還猶予の決定）

- 第12条 知事は、授業料資金返還猶予を決定したときは授業料資金返還猶予決定通知書（別記様式第12号）により、返還の猶予をしない旨の決定をしたときは授業料資金返還猶予不承認通知書（別記様式第13号）により前条第1項の申請者に通知する。

（返還猶予の期間）

- 第13条 要綱第8条第6号（疾病または負傷により業務に従事できないと知事が認める場合に限る。）の規定により授業料資金返還猶予をする期間は、通算して5年を超えないものとする。

（返還免除の申請）

- 第14条 要綱第9条の規定により、授業料資金の返還の免除を受けようとする者は、授業料資金返還免除申請書（別記様式第14号）に、同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（業務に従事した期間の算定）

- 第15条 要綱第9条各号の業務に従事した期間の算定は、次に掲げるところによる。
- (1) 業務に従事した期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの月数によるものとすること。ただし、これらの月において業務に従事した日数が15日未満であるときは、これらの月は業務に従事した期間に算入しない。
 - (2) 1週間当たりの業務に従事した時間が30時間以上（生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子のある者にあっては、20時間以上）であること。

(返還免除の決定)

第16条 知事は、授業料資金返還の免除を決定したときは授業料資金返還免除決定通知書（別記様式第15号）により、返還の免除をしない旨の決定をしたときは授業料資金返還免除不承認通知書（別記様式第16号）により前条の申請者および連帯保証人に通知する。

(学業成績書等の提出)

第17条 知事は、授業料資金の貸与について必要があると認めた場合は、貸与生に対し学業成績書および健康診断書等の提出を求めることがある。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 申請者、貸与生または貸与生であった者は、第2条の規定に基づく貸与の申請、第7条の規定に基づく届出、第12条の規定に基づく返還猶予の申請または第15条の規定に基づく返還免除の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この細則は、公布の日から施行する。

付 則

この細則は、昭和59年6月29日から施行する。

付 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成14年3月28日から施行する。

付 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第6条第2項ならびに第10条第2項および第3項の規定は、この細則の施行の日以後に新たに授業料資金の貸与を受けることになる者について適用し、同日前に既に授業料資金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る改正後の滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則の規定の適用については、第2条、第6条第1項、第7条第1項および第3項、第9条、第10条第1項、第12条ならびに第14条中「連帯保証人」とあるのは、「保証人」とする。

4 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の滋賀県看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則の規定は、この細則の施行の日以後新たに授業料資金の貸与を受けることになる者について適用し、同日前に既に授業料資金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第2条関係）

滋賀県立看護師等養成所授業料資金 貸与申請書

資金	課程	修学生番号 (※既往申請者のみ記入してください)						新規・既往の別									
									1 新規	2 既往							
氏名	(姓)						(名)						性別	生年月日			
	カタ	カナ								元号	年	月		日			
	漢字																
学年	入学年月			卒業(見込)年月			滋賀与希望月額			貸与希望期間							
	元号	年	月	元号	年	月	元号	年	月	元号	年	月	まで				
滋賀大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第1区分（満額の支援）の者については、貸与月額を18,600円に読み替える。																	
※該当する項目を○で囲んでください。																	
養成 施設名	滋賀県立総合保健専門学校			学科名	看護学科			過去に滋賀県から修学資金等の看護職員の確保に係る貸付金の貸与を受けたことの有無			※新規申請者のみいずれかを○で囲んでください。						
	滋賀県立看護専門学校				衛生学科						有無						
滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱の規定により授業料資金の貸与を受けたいので申請します。なお、貸与を受けることとなった上は、卒業後、滋賀県内において看護師または歯科衛生士の業務に従事することを誓います。																	
年 月 日																	
(宛先) 滋賀県知事																	
申請者 郵便番号																	
住所																	
氏名																	
電話番号																	
連帯保証人 郵便番号																	
住所																	
氏名																	
生年月日 年 月 日																	
電話番号																	
連帯保証人 郵便番号																	
住所																	
氏名																	
生年月日 年 月 日																	
電話番号																	

口座振替依頼書

(※新規申請者のみ記入してください。)

滋賀県知事

氏名

印

私が滋賀県から受ける授業料資金については、下記の預金口座に振り込みくださるよう依頼します。

銀行名	支店名	支店コード	預金種別	口座番号
銀行 信 信 金	本 店 支 店 出張所		1 普通預金 2 当座預金	

口座名義
(カタカナ)

注 1 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。

2 印鑑登録証明書は、提出の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。

授業料資金貸与決定通知書

第 号
年 月 日

修学生番号	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
養成施設	<input type="text"/>
課程	<input type="text"/>
学年	<input type="text"/>

滋賀県知事

印

あなたから申請のあった授業料資金の貸与については、次のとおり貸与することに決定したので通知します。

貸与金額	円。ただし、無利息	
貸与期間	貸与金の交付時期	貸与金額
年 月～ 年 月	年 月	円
年 月～ 年 月	年 月	円
年 月～ 年 月	年 月	円
年 月～ 年 月	年 月	円
返還方法	滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱 および滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則の定めるところによります。	

授業料資金借用証書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

貸与者

修学生番号	□□□□□	
養成施設名		
貸与時課程		
郵便番号	—	
住 所		
氏 名	（印）	
電話番号	— — —	

連帯保証人

郵便番号	—		
住 所			
氏 名	（印）		
生年月日	年 月 日	申請者との親類	
電話番号	— — —		

連帯保証人

郵便番号	—		
住 所			
氏 名	（印）		
生年月日	年 月 日	申請者との親類	
電話番号	— — —		

滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱および滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則の規定により次のとおり借用します。借用した授業料資金については、同要綱および同要綱細則の規定ならびに裏面の誓約事項を守り、納期限までに必ず返還することを誓約します。

資金の区分	滋賀県立看護師等養成所授業料資金		
借用金額	円（月 円）		
借用期間	年 月から 年 月まで		
返還方法	1 一括払	2 月賦	3 半年賦
返還期間	当該授業料資金の貸与に係る養成施設を卒業した日（契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して、貸与相当期間（返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内		

- 注 1 氏名欄は、いずれもそれぞれ該当する者が自署し、押印してください。
 2 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
 3 印鑑登録証明書は、提出の日前3か月以内に発行されたものを添付してください。
 4 用紙の大きさは、日本産業企画A4列4番とします。

(表)

(誓約事項)

- 1 授業料資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払います。
- 2 授業料資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、表面に記載の返還方法および返還期間にかかわらず、直ちに返還の債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 3 連帯保証人は授業料資金の貸与を受けた者が貸与を受けた授業料資金の返還の債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 4 連帯保証人の1人に対する返還の債務の履行の請求は、授業料資金の貸与を受けた者および他の連帯保証人に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。

誓 約 書

滋賀県立看護師等養成所授業料資金の貸与を受けることとなった上は、滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱および滋賀県立看護師等養成所授業料資金要綱細則の条項を堅く守るとともに、看護職員または歯科衛生士の免許取得後直ちに、県内医療機関等において看護職員または歯科衛生士の業務に従事することを誓約いたします。

年 月 日

滋賀県知事 宛て

(申請者)

住所

氏名

㊞

別記様式第5号（第7条関係）
(その1)

授業料資金異動届
(氏名・住所等変更用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

修学生番号
氏名
電話番号

貸与生または貸与生であつた者
について次のとおり異動がありましたので届け出ます。
連帯保証人

変更事項	
変 更 内 容	新
	旧

注1 氏名または住所の変更の場合は、住民票記載事項証明書を添付してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

(その2)

授業料資金異動届
(心身の故障発生届出用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

養成施設の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

次のとおり心身の故障により修学が困難となりましたので届け出ます。

傷病名	
診断日	年 月 日
備考	

注1 心身の故障により修学が困難となったことを証明する資料を添付してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とします。

(その3)

授業料修学資金異動届
(休学・停学その他の処分用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

養成施設の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

休学し

次のとおり 停学処分を受け ましたので届け出ます。

() 処分を受け

1 休学(停学等) 開始日 年 月 日

2 理由

3 復学予定日 年 月 日

休学を許可

上記のとおり 停学処分に しました。

() 処分に

年 月 日

(学校名)
(学校長名)

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

(その4)

授業料修学資金異動届
(復学用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

養成施設の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

次のとおり復学しましたので届け出ます。

復学した日 年 月 日

上記のとおり復学を許可しました。

年 月 日

(学校名)
(学校長名) 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

(その 5)

授業料修学資金異動届
(退学用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

養成施設の名称
課程
学年
修学生番号
氏名
電話番号

次のとおり退学しましたので届け出ます。

退学した日 年 月 日

上記のとおり退学を許可しました。

年 月 日

(学校名)
(学校長名)

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

(その6)

授業料資金異動届
(卒業用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

養成施設の名称

課程

学年

修学生番号

氏名

電話番号

次のとおり 養成施設を卒業 しましたので届け出ます。

卒業した日 年 月 日

上記の内容について、相違ありません。

年 月 日

(学校名)

(学校長名)

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

(その7)

授業料資金異動届
(連帯保証人変更届出用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

私（連帯保証人： ）は、
(授業料資金の貸与を受けた者：) が貸与を受けた次の1および2に記載の県立看護師等養成所授業料資金の返還債務および延滞利子について、連帯して債務を負担します。

1 対象債務（滋賀県立看護師等養成所授業料資金の返還債務および延滞利子）

修学生番号	
授業料資金の貸与を受けた者	
借用金額	① -②+③
返還期間	年 月 から 年 月 まで
返還方法	一括払・月賦・半年賦 (いずれかを○で囲んでください。)
各回の返還金額	借用金額を返還回数で除した金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。その場合の差額は1回目の返還金額で調整。）
延滞利子	当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額
その他	本書に記載のないその他の条件などは、滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱および滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則の規定による。

2 対象債務の現状

納入通知済額	②
未納額	②のうち 年 月 日 時点で未納となっているもの
今後、納入通知する額	③
延滞利子の額	年 月 日 時点の金額

3 (新) 連帯保証人

住所	〒		
氏名	④	生年月日	年 月 日
電話番号	() -	本人との続柄	

注1 氏名欄は、自署し、押印してください。

2 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。

3 印鑑登録証明書は、提出の日の前3か月以内に発行されたものを添付してください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とします。

(その8)

授業料資金異動届
(免許取得届出用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

修学生番号
住所

氏名

電話番号

次のとおり免許を取得しましたので届け出ます。

※1 免許の種類	看護師 ・ 歯科衛生士
登録都道府県	
登録年月日	年 月 日
登録番号	
※2 添付書類	免許証の写し ・ 登録済み証明書の写し
備考	

注 ※1欄および※2欄は、該当する項目を○で囲んでください。

(その9)

授業料資金異動届
(就業施設変更届出用)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

修学生番号
住所 〒
氏名
電話番号

業務に従事する施設について次のとおり変更したので届け出ます。

変更年月日 (就業年月日)		年 月 日
変更後	就業施設の所在地	
	就業施設名	
変更前	就業施設の所在地	
	就業施設名	
※1 週当たりの業務時間数		(1) 週30時間以上 (2) 週20時間以上30時間未満 (3) その他 (具体的な内容 :)

注1 変更前および変更後の就業施設の就業証明書を添付してください。

2 ※1欄は、該当する項目（番号）を○で囲んでください。

3 ※1欄の(3)に該当する者で、返還猶予を受けているものは、生計を一にする小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合にのみ返還猶予の対象になりますので、その事実を証明する書類を添付してください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

(その 10)

授業料資金異動届
(離職・求職届出用)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

修学生番号
住所
氏名
電話番号

次のとおり業務に従事しなくなりましたので届け出ます。

離職年月日		年 月 日
離職した就業先	所在地	
	名称	
離職の理由 (該当する項目の番号を ○で囲んでください。)	1 県内の他の医療機関等で看護職員または歯科衛生士の業務に従事する（見込みである）ため。 (就業予定の施設名：) 2 県外施設で看護職員の業務に従事する（見込みである）ため。 (就業予定の都道府県：) 3 その他（ ）	

離職の理由が 1 の場合のみ、以下も記入してください。

離職日から 3箇月以内に県内医療機関等に 再就業する意思 (いずれかを○で囲んでください。)	有(注1)・無
就業予定年月	年 月

注1 有に該当する者で、返還猶予を受けようとするものは、この届と同時に「授業料資金返還猶予申請書(別記
様式第11号)」を提出してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

様式第6号（第7条関係）

授業料資金現況届

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

修学生番号
住所
氏名
電話番号

次のとおり現況について届け出ます。

（該当する項目の番号を○で囲んでください。）

1 滋賀県内において看護職員または歯科衛生士の業務に従事している。

（就業先の名称：）

）

2 滋賀県内の就業先において育児休業を取得中である。

（就業先の名称：）

）

3 免許未取得であり、かつ、卒業から1年6月を経過していない。

4 その他

（）

）

注1 上記1または2に該当する場合は、就業証明書を添付してください。

2 上記4に該当する場合は、括弧内に現在の状況を具体的に記入してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

別記様式第7号（第7条関係）

授業料資金死亡届

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(届出者（連帯保証人）)

住所 〒
氏名
電話番号
本人との続柄

貸与生
次のとおり が死亡したので、届け出ます。
貸与生であつた者

1 貸与生または貸与生であつた者の氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 死因

4 在籍する養成施設または就業施設の名称

注1 死亡の事実を証明する書類またはその写しを添付してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とします。

別記様式第8号（第8条関係）

授業料資金貸与辞退届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

養成施設の名称

課 程

学 年

修 学 生 番 号

氏 名

㊞

次のとおり授業料資金の貸与を受けることを辞退します。

1 辞 退 理 由

2 辞 退 日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第9号（第9条関係）

授業料資金貸与契約解除（授業料資金貸与停止）通知書

第 号
年 月
日

様

滋賀県知事 印

授業料資金貸与契約解除
次のとおり しました。
授業料資金の貸与を停止

修 学 生	修学生番号	
	氏名	
	養成施設の名称	
	課程	
解除（停止）決定年月日		
解除（停止）理由		

注 養成施設の名称および課程は、貸与時のものをいいます。

別記様式第10号（第10条関係）

授業料資金返還方法変更願

資金	課程	修学生番号									
		百	万	十	万	千	百	十	円		

貸与金額 A	百万	十万	万	千	百	十	円	免除金額 B	百万	十万	万	千	百	十	円
返還済額 C								返還方法変更後の 返還金額 D=(A-B-C)							

返還方法	変更前	1	2	3								
	変更後	1	2	3								

変更後の返還期間	元号	年	月	から	返還回数				回
					回	回	回	回	

変更後の 第1回 返還額	百万	十万	万	千	百	十	円	変更後の 第2回 以降返還額	百万	十万	万	千	百	十	円

変更の理由												

上記のとおり返還方法を変更したいので承認をお願いします。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

本 人

〒

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号 () -

授業料資金返還猶予申請書

資金	課程	修学生番号

猶予申請額	円	猶予期間	元号	年	月	元号	年	月	まで
			から	まで					
① 猶予理由	(1) 授業料資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該看護師等養成所に在学する。 (2) 看護師または歯科衛生士の免許を取得後、県内医療機関等において引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事する見込みである。 (3) 看護師等養成所を卒業した日から1年6ヶ月を経過する日までに看護師または歯科衛生士の免許を取得する見込みである。 (4) 育児休業もしくは産前産後休暇またはこれらに相当する休暇を取得する。 (5) 当該看護師等養成所を卒業後、他種の養成施設または大学院の看護を専攻とする修士課程もしくは博士課程に在学している。 (6) 県内医療機関等を離職した後、求職の届出をして他の県内医療機関等に就業する見込みである。 (7) 上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できない。 (具体的な理由：)								

卒業した 養成所の名称 および学科名	卒業年月	年	月
免許 種類	元号 年 月 日	元号 年 月 日	免許番号

卒業または 進学年月日	元号 年 月 日	備考	
卒業または 進学年月日	所在地		
卒業または 進学年月日	施設名 〔進学の場合は 課程名まで〕		
卒業または 進学年月日	(1) 週30時間以上 (2) 週20時間以上30時間未満 (3) その他	(具体的な内容：)	

上記のとおり授業料資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。 (専用) 滋賀県知事	年	月	日

- 注 1 ※1欄について、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 2 ※1欄が（1）に該当する者は、「現在の就業先または進学先」欄に在学する学校名（課程名まで）を記載してください。
- 3 ※1欄が（6）に該当する者は、「現在の就業先または進学先」欄は空白とし、この申請書と併せて「授業料資金異動届（別記様式第5号）その10（離職・求職届出用）」を提出してください。
- 4 ※1欄が（7）に該当する者は、当該事由の発生を証明する書類を添付してください。
- 5 ※2欄について、免許取得後に初めて就業する場合に限り記入し、看護師または歯科衛生士の免許証または登録済証明書の写しを添付してください。
- 6 ※3欄について、就業または進学をした場合に記入してください。就業の場合は修業した施設の就業証明書を、進学の場合は在学証明書を添付してください。
- 7 ※4欄について、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 8 ※4欄が（2）に該当する者は、生計を一にする6歳以下の未就学児がいる場合にのみ返還猶予の対象になりますので、その事実を証明する書類を添付してください。

別記様式第12号（第12条関係）

授業料資金返還猶予決定通知書

様

第 号
年 月 日

滋賀県知事 国

あなたから申請のあった授業料資金の返還猶予については、次のとおり猶予することに決定したので通知します。

修学生番号				
貸与時の養成施設の名称				
返還猶予金額	円			
猶予期間	年 月から 年 月まで			
猶予理由				

別記様式第13号（第12条関係）

授業料資金返還猶予不承認通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事 団

あなたから申請のあった授業料資金の返還猶予については、次の理由により不適当と認めます。

理 由

授業料資金返還免除申請書

資金	課程	修	学	生	番	号
		·	·	·	·	·

免除申請理由	1 県内の医療機関等において貸与期間以上業務に従事した															
	2 業務上の理由による死亡または業務に起因する心身の故障により業務を継続できなくなった															
	3 死亡または心身の障害により、返還できなくなった															
	4 その他特別な理由 ()															
		百万	十万	万	千	百	十	円	返還額	百万	十万	万	千	百	十	円
貸与金額 A									B							
免除の対象債務 C=(A-B)		百万	十万	万	千	百	十	円	免除申請額 D	百万	十万	万	千	百	十	円
返還債務の残額 E=(C-D)		百万	十万	万	千	百	十	円								

貸与期間	年 月 から 年 月 まで										
免許種類		免許取得年月日	元号	年	月	日	免許番号
								
就業した施設											
期間				施設名				従事した職種			
年 月 から		年 月 まで									
年 月 から		年 月 まで									
年 月 から		年 月 まで									
年 月 から		年 月 まで									
年 月 から		年 月 まで									

上記のとおり授業料資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

年 月 日

滋賀県知事

本人 住 所 〒
.....
.....

氏 名 (印)

電話番号 () -

別記様式第15号（第16条関係）

授業料資金返還免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事 団

あなたから申請のあった授業料資金の返還免除については、次のとおり免除することに決定したので通知します。

修学生番号			
養成施設			
貸与金額	円		
貸与期間	年度	年度	年度
免除金額	円		
免除理由			

別記様式第16号（第16条関係）

授業料資金返還免除不承認通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事 国

あなたから申請のあった授業料資金の返還免除については、次の理由により不適当と認めます。

理 由